

各種預金規定の改定のお知らせ

(1) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改定について

山陰合同銀行では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のため、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、各種預金規定を2019年9月2日（月）より改定いたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

以下の条項を新設・追加します。普通預金規定以外の規定においても同様の改定を行います。

普通預金規定（抜粋）「取引の制限等」条項の新設

1.1.（取引の制限等）

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

普通預金規定（抜粋）「解約等」条項の一部追加・変更（下線部を追加・変更します）

1.2.（解約等）

- (1) この預金口座を解約する場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、通帳とともに当店へ提出してください。なお、当行が認めた場合（金額等に制限を設けています。）は、当店以外の当行本支店でも解約できます。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② 預金者が第10条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 以下記載省略

【今回改定となる預金規定】

- ・普通預金規定、貯蓄預金規定（「総合口座および流動性預金関連規定集」へ掲載）
- ・納税準備預金規定
- ・外貨預金（普通預金）規定
- ・非居住者円普通預金規定

(2) その他改定について

上記(1)にあわせて、「納税準備預金規定」について以下の改定を行います。
なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

納税準備預金規定(抜粋)「解約等」条項の一部追加・変更(下線部を追加・変更します)

13.(解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、通帳とともに当店へ提出してください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②預金者が第11条第1項に違反した場合
 - ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 以下記載省略

⇒<改定する規定の新旧対比表>は[こちら](#)で確認できます。